

「（仮称）東区かるた」事業 読み句募集要項（案）

東区では、東区の歴史・文化にまつわるかるたを作成します。

ついては、下記の募集要項に基づき、読み句を募集します。

【事業趣旨】

次世代を担う子どもたちが、東区の歴史的・文化的魅力に触れることができるよう、世代を通じて遊べる

「（仮称）東区かるた」を作成する。

【募集作品（提出物）】

1：読み句

「（仮称）東区かるた」に使用する、東区についての読み句。

東区の歴史や伝承、思い出、文化、街並みや生活の風景など、内容は自由です。

皆さんの思う東区のいいところ、みどころを読んでください。

参考に、ホームページに読み句のテーマの例を掲載しています。

2：句の説明

読んだ情景や句に込めた思いなど、句の説明を簡潔にご記載ください。

【応募資格】

東区への思いがある方であれば、どなたでも可

【募集期日】

令和4年10月31日（月）まで

【応募方法】

応募方法については、所定の場所に設けた応募箱への投函、東区役所への郵送又は持参、電子メール、FAX、堺市電子申請システムによることとします。応募に際しては、①読み句、②句の説明、③氏名、④ふりがな、⑤住所、⑥連絡先をご記載の上、ご提出ください。

東区役所 企画総務課（3階）

〒599-8112 堺市東区日置荘原寺町 195 番地 1

電話：072-287-8100 FAX：072-287-8113

※応募箱の設置場所については、ホームページ上でご案内します。

【賞品】

読み句の採用者には、完成したかるたを贈呈します。

（採用者には個別に連絡いたします。or 採用の連絡は発送をもって代えさせていただきます。）

【作品の注意事項】

- ① 応募作品は、本人制作のもので、未発表の作品に限ります。
- ② 音数は17音を基本に、25音程度以内とし、形式は自由です。（七五調に限りません。）
- ③ 第三者の権利を侵害するおそれのある作品については応募できません。
- ④ 応募作品の著作権及び二次的著作物に関わる権利並びに所有権については、堺市に帰属します。
- ⑤ 読み句の内容については、以下の点に留意してください。
 - ・特定の人物や団体等については、その功績等について一定の評価がされており、市民に定着していること。
 - ・祭礼や行事等については、一定期間継続している、または市民に定着していること。
 - ・特定の企業、またはその企業等が製造・販売する商品等は、広く市民に受け入れられているものに限る。
 - ・学校教育上、不適切な表現は避けること。